

2017年 8月 28日

総務大臣 野田 聖子 殿

要 望 書

日本共産党滋賀県委員会 委員長 石黒 良治
日本共産党滋賀県地方議員団 団長 節木三千代

政府におかれましては、国民の暮らしと福祉を守るために、ご努力いただいていることに敬意を表します。下記の内容について、ぜひ実現していただきませうよう強く要望します。

記

1. 地域の消火栓消防ホースも消防法(防火対象物)の対象とし、適切な管理が行われるよう指導されたい。

※消防ホースについては、消防法第17条3の3の規定(消防用設備等の点検及び報告)に基づき、消防庁告示が改正された(平成14年7月1日施行)。外観点検に加え、耐圧性能試験が義務づけられた。「製造から10年を経過すれば3年毎に耐圧試験を実施しなければならない」となったものの、地域の消化栓に格納されている消防ホースは、「防火対象物」の対象外となっているために、放置されているのが現実。甲賀市が市内全域の消防ホース製造年を調べてみたら、30年以上が約3割、なかには製造から50年を経過したものもあった。耐圧試験を実施したら漏れるなど使用不可の消防ホースがあった。初期消火に大事な役割を担う消化栓消防ホースについても、「防火対象物」として、維持管理するよう徹底されたい。

前回の要望で県を通じて地方自治体に、調査と計画的な更新を求める通知がだされたことが報告されたが、それらが実行されているのか掌握されているか。

2. 野洲市では、市民病院建設にむけて準備をしている。県が起債条件をつけているが、市の意向を十分ふまえ柔軟な対応するよう求める。

以上